

第2回 「DV対策基本計画」策定懇談会 議事録（案）

（委員）

事業番号8「相談窓口の広報活動の充実」の③「公共施設等へのDV防止ステッカー貼付」とあるが、加害者から逃げてきたばかりの女性は、宿泊先として健康センター・健康ランドなどを利用しているので、そのような施設にも配布して欲しい。

（事務局）

相談窓口を広報するため、医療機関とともに、民間企業にも協力を呼びかけていきたい。

（委員）

児童扶養手当・児童手当は、離婚が成立していない場合、夫の口座に振り込まれていることが多い。夫の同意がなくても、夫が扶養している実態がなければ妻の口座に振り込まれるようにして欲しい。

また、そのような手続を行う際、「遺棄」されたことを証明する書類の提出などがあるが、被害者やその子どもたちは「遺棄」されたのではなく、自分たちで逃げてきたのであり、「遺棄」という言葉の使用はやめて欲しい。

（委員）

「遺棄証明」は、父親が子どもを養育していないという意味と理解している。

（事務局）

国の制度で使用している用語であり、父親が子どもを1年以上にわたり養育していない証明として扱っている。用語の変更はなかなか難しいと思われるが、国のDV担当窓口である内閣府男女共同参画局などにも働きかけていきたい。

（会長）

「遺棄」という言葉を使用しないで欲しいというご意見であるが、このような声・意見を大きくして、少しずつ状況を変えていくことが大切であると思う。ご意見として頂戴するとしたい。

（委員）

事業番号22「福祉施策等を活用した支援」の⑤「国民健康保険加入手続きの支援措置」に関連するが、DV被害者には早急に短期証明書を発行してもらいたい。何も持たないで逃げてきたDV被害者は病気や怪我をしても受診することができない。

(事務局)

保険証の手続について、事情により、住民票の異動ができないような場合にも、DV被害者の状況等を確認したうえで、柔軟な対応をしている。

(委員)

事業番号 26「就学における支援と配慮」の③「学校における被害者の配慮」では、DV被害者の子どもを発見しやすい立場である教職員に対して、啓発教育をして欲しい。例えば、忘れ物が多い子どもや、落ち着きがない子どもは、その子どもの性格によるものではなく、家庭に問題があることを教職員に理解してもらいたい。また、生活福祉などの公的補助を受けている子どもに対して、他の子どもたちにもそれが分かるような教職員の言動は謹んでもらいたい。

(事務局)

教職員の DV に対する意識を高めることは非常に大切と考えており、担当部署と連携しながら、養護教諭等を対象に啓発を行っていきたい。(事業番号 6「学校における人権教育・男女平等教育の実施」の③「教職員を対象にした人権教育の研修」)

(委員)

事業番号 27「保育園入所における支援と配慮」に関連し、保育園料は、前年の所得によって決まる。夫と暮らしていた時の収入で請求されると、DV被害者はとても払うことができないので、保育料の減額などに配慮して欲しい。

(事務局)

担当課に確認したうえで回答する。

(委員)

事業番号 29「関係職員の窓口対応の向上」に関連し、DV被害者が行政手続を行う際、複数の窓口で同じようなことを何度も説明しなければならず、大変つらい思いをしている。窓口のワンストップ化を図って欲しい。

また、小さい子どもを連れた DV 被害者も多いが、子どもには DV の被害状況を聞かれないように、別室で見てもらおうなど配慮をして欲しい。

(事務局)

DV被害者に行ったアンケート調査でも、行政窓口で繰り返し説明をすることが精神的につらいという切実なご意見をいただいている。

事務局では、窓口のワンストップ化を目指して関係各課と調整してきたが、電算システ

ムの関係などもあり、1か所で被害者1人ひとりの状況に応じた各種手続を行うことは難しいことが分かった。

そこで、DV被害の具体的な内容を何度もお話ししないで済むように、また、どのような支援を被害者が求めているのか分かるように、共通相談シートを作成するとともに、市女性相談所職員などが市役所窓口に行き支援することで、手続のスムーズ化を図っていききたい。

小さい子どもへの対応については、関係各課の職員を対象に研修などを行うなかで、子どもに聞かれないような配慮ができるようにしていきたい。

(委員)

DV被害は深夜に起こることもあるので、相談窓口を24時間体制にして欲しい。

(事務局)

24時間体制はコストの問題がある。また、宇都宮市の地域特性として、緊急時において県婦人相談所が24時間体制で対応していることから、県との連携・役割分担を図りながら相談に対応していきたい。

(委員)

保険証の交付の前に、まず、基本的な生活ができるようにすることが大切である。逃げたばかりのDV被害者が生活できるよう、臨時のお金を支給するなど、生活福祉制度を利用することはできないものか。

(事務局)

保険証の交付や、生活保護制度などの福祉制度については、各担当課が制度の要件を考慮したうえで、制度を適用するか判断している。事務局としては、DV被害者の状況を十分に踏まえたうえで、制度が適用できるか否かを判断してもらえよう、関係各課の理解を得ることや連携が大切と考えている。各制度に照らし合わせながら連携を図っていききたい。

(委員)

民生委員は774名おり、全39地区、一人あたり200～300世帯を対応している。これまで児童虐待や高齢者虐待が問題となっており、そういったことに対する周知はなされてきたが、最近、問題になってきているDVに関しては、まだまだ周知がされていないことから、地区民児協が毎月行っている定例会などを利用して、ぜひ啓発して欲しい。

(委員)

事業番号19「住宅確保に向けた支援」の①「市営住宅への優先入居」に関し、DV被害者が加害者と離婚していなくても市営住宅に申込できるように欲しい。

(事務局)

現在、DV 被害者に対してどのような配慮ができるか担当課で検討しているため、回答は後日とさせていただきたい。

(委員)

DV 被害者に役立つ情報を提供できる場所を確保することが大切である。例えば、離婚していなくても保険証を交付できるのか、児童扶養手当を支給してもらうにはどうしたらよいか、市営住宅に申し込みするにはどうしたらよいかなど。

(事務局)

DV 被害者へのアンケート調査でも、DV 被害者に役立つ情報を提供して欲しいというご意見をいただいている。

これは、事業番号 16「就労・日常生活・各種手続等の情報提供」において、これまで母子家庭等就業・自立支援センター等の協力を得て行っていた就職情報の提供や、日常生活や子育て等の情報提供に加え、17「行政情報等の充実」において、本市の行政情報など、被害者に役立つ情報を提供していきたい。また、単に資料等を置いておくだけではよくわからないと考えられることから、市女性相談所職員が行政手続等に関する相談会を実施するなどして、対応していきたい。

(委員)

社会福祉協議会が窓口になって、DV 被害者の一時的な生活を支援するための貸付金制度がある。生活保護の一手前であり、宿も確保できているが、次の給料日までの生活資金が足りない。そのような時に役立つ制度があることを、市女性相談所職員などが知っていて、被害者に情報提供できればと思う。

(委員)

社会福祉協議会が窓口となっている貸付金は、働き口が見つかった人、返済できる能力がある人を対象としているので、実態としてはなかなか DV 被害者への貸出は難しい状況にある。また、返済できていない方に催告を行っているが、転居先不明や行方不明の人が多い状況である。

(委員)

DV 被害者を地域で孤立させないで欲しい。また、自助グループ活動を市が行って欲しい。

(事務局)

DV 被害者が孤立しないよう、明保野町にある市の施設に居場所を整備したいと考えてい

る。この居場所において、DV 被害者の交流や新たな出会いができるようにしていきたい(事業番号 18「被害者の居場所の整備」)。

また、自助グループ活動は、現在、ウイメンズハウスとちぎがファシリテーターとなり、被害者のケアなどを行っている。宇都宮市では、これらの自助グループに補助金というかたちで支援をしている(事業番号 32「民間シェルターとの連携」、②「被害者の自助グループ活動費の助成」)。

(委員)

自助グループ活動や、自立支援活動については、現在、全国 6 箇所のモデル事業の 1 つとしてウイメンズハウスとちぎが取り組んでいる。今後、内閣府が新たな自立支援の提案として市町村に呼びかけると思う。この自立支援事業において、&ハンドなどと一緒に協力していけるような事業が出てくるのではないかと考えている。

(会長)

民間同士でも連携・協力体制が充実していければと思う。

本日の懇談会の意見を踏まえていただき、体系(案)、計上事業(案)、具体的な取組(案)などを骨子に、計画書の素案を作成していただきたい。ぜひ、実行性の高い事業にしていいただきたい。